

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの日
に当た
る日は、
翌日)

目 次

◇ 告 示 保険医療機関等の指定(保険課)

被爆者一般疾病医療機関の指定(健康対策課)

被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退(〃)

土地改良区の役員就退任(農村整備課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(〃)

土地改良事業の認可(〃)

◇ 公 告 毒物劇物取扱者試験の実施(衛生課)

猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)

告 示

鳥取県告示第九百八十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に

基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

平成元年十月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田中医院	鳥取市浜坂八〇一―二	平成元年九月五日
皆生病院	米子市西福原一五九八―七	平成元年九月一日
竹田内科医院	米子市昭和町三〇―三	平成元年九月十一日
世良田医院	米子市和田町一七一〇	平成元年九月一日
岡空医院	米子市糺町一丁目二五	"
板倉医院	日野郡日南町多里二二五	"
小徳歯科医院	米子市河崎字河崎団地一七四〇―二―一	"
仙田薬局	米子市角盤町二丁目二五	"
福島小児科医院 永江クリニック	米子市永江五〇―一	"
外科整形 外科キ マチ医院	西伯郡名和町大字富長七五五―一五	"

医療法人専仁会 信生病院	倉吉市明治町一〇二七	平成元年九月十日
石原医院	西伯郡淀江町大字淀江六八二	平成元年九月九日
和順堂内科医院	気高郡青谷町大字青谷四四六 一五	平成元年九月一日
芦津歯科医院	八頭郡船岡町大字船岡三八五	平成元年九月九日
私立大山大原保 養院	西伯郡岸本町大原九二七一	平成元年九月三日

鳥取県告示第九百九十号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

平成元年十月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
石谷小児科医院	鳥取市上魚町一三	平成元年九月十九日

わくしま内科医 院	鳥取市松並町二丁目二八	〃
柿坂医院	八頭郡若桜町大字若桜二九六 一	〃
医療法人社団伊 藤医院	倉吉市住吉町五七一六	〃
医療法人社団西 田内科	倉吉市上井町一丁目一四二	〃
医療法人社団林 原医院	東伯郡赤碓町大字赤碓一〇九 二	〃
医療法人社団山 田内科医院	米子市錦町一丁目三九	〃

鳥取県告示第九百九十一号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退申出があったので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十六条の規定により告示する。

平成元年十月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	予 告 期 間 の 終 了 の 年 月 日
若桜柿坂医院	八頭郡若桜町大字若桜二九六 一	平成元年九月十八日

伊藤皮膚泌尿器科医院	倉吉市住吉町五七一三	〃
西田内科	倉吉市上井町一丁目二四二	〃
山田内科医院	米子市錦町一丁目三九	〃

鳥取県告示第九百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大原千町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年十月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	亀田 衛	西伯郡岸本町須村五九〇
〃	西木 孝義	〃 久古六二二
〃	後藤 覚平	〃 大原五七五一一
〃	嶋 嘉勇	〃 真野九三八一三
〃	仲田 敏夫	〃 番原六一
〃	浅田 正文	〃 五九三
〃	幸形 喜代志	〃 久古一五二三
〃	山崎 裕	〃 二二一一
〃	石黒 正美	〃 大原五七二

就任した役員の氏名及び住所

平成元年九月十日退任

監事	岩田 剛	〃 丸山二一九
〃	仲田 主	〃 須村八三五
〃	松原 俊之	〃 久古一五一〇
〃	下村 衛	〃 真野一〇二四
〃	小西 護郎	〃 二一一
〃	篠中 昭	〃 丸山一三〇一一
理事	西木 孝義	西伯郡岸本町久古六二二
〃	石黒 正美	〃 大原五七二
〃	上田 清	〃 番原四七七一一
〃	亀田 衛	〃 須村五九〇
〃	下村 衛	〃 真野一〇二四
〃	柴田 節	〃 丸山八三
〃	森岡 等	〃 久古五四
〃	松原 俊之	〃 一五一〇
〃	野口 睦行	〃 大原五七九一一
〃	西古 直弘	〃 真野五〇三
〃	奥田 英雄	〃 丸山三〇八一
〃	仲田 主	〃 須村八三五
〃	谷口 輝雄	〃 番原五八九

“ 中原 章 博 “ 久古一二七八
 監 事 後 藤 英 夫 “ 大原四二七
 “ 下 村 昇 “ 真野五四二
 “ 竹 中 満 “ 須村八二六
 平成元年九月十一日就任 任期四年

鳥取県告示第九百九十三号

鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）桜谷地区農道整備と農業用排水を一体としたもの）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年十月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成元年十月七日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
鳥取市役所
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田小規模排水）曹源寺地区区画整理）を平成元年十月四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年十月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を、次のとおり実施する。

平成元年10月6日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 期日及び場所

平成元年12月6日(水)午前10時から午後3時まで
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

2 試験科目

(1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物(農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあっては毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号)別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあっては同令別表第2に掲げる劇物に限る。以下同じ。)の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法

3 受験手続

受験希望者は、所定の受験願書に次の書類を添えて、住所地を管轄する保健所長を経由して知事に提出すること。

(1) 履歴書

(2) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4.0センチメートル、横の長さ3.0センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 6,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付け

ること。この場合、消印しないこと。

5 受験願書の提出期限

平成元年10月31日(火)まで

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成元年10月6日

鳥取県公安委員会委員長 徳田博司

1 講習の種別

(1) 初心者講習

法第4条第1項第1号の規定により猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者を対象とした講習をいう。

(2) 経験者講習

現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。

2 開催の日時及び場所

区分	日	時	場	所	受講対象者
種別					

経 験 者 講 習	平成元年11月7日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市概町一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室	米子、境港、溝口 及び黒坂の各警察 署の管内に居住す る者
	平成元年11月16日 午後1時30分から 午後4時00分まで	倉吉市住吉町77 鳥取県倉吉警察署会議 室	浜村、倉吉及び八 橋の各警察署の管 内に居住する者
講 習	平成元年11月28日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会議棟3階 15会議室	岩美、鳥取、郡家 及び智頭の各警察 署の管内に居住す る者

3 受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの

- ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者
- イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者
- ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者

4 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

- ア 初心者講習 4時間
- イ 経験者講習 2時間30分

(2) 講習課目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 5 考査
初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。
- 6 受講申込手続
所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地在を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 7 講習受講手数料及びその納付方法
- (1) 講習受講手数料
 - ア 初心者講習 3,000円
 - イ 経験者講習 1,500円
 - (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。
- 8 携行品
筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆等）